◎育児休業、 介護休業等育児又は家族

介護を行う労働者の福祉に関する法

律及び雇用保険法の一部を改正する

法律

(平成二一年七月一日法律第六五号)

提案理由(平成二一年四月二二日・衆議院厚生労働委)

用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理 業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇 由及び内容の概要を御説明申し上げます。 ○舛添国務大臣 ただいま議題となりました育児休業、介護休

きるようにするための支援を推進することが一層重要となって 急速な少子化の進行等を踏まえ、仕事と育児や介護を両立で

おります

けることができる環境の整備を図ることとし、この法律案を提 たは家族の介護をしつつ男女ともに子育て等をしながら働き続 このため、 育児休業の見直し等により、労働者が子の養育ま

出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げま

す。 第一に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働

者の福祉に関する法律の一部改正であります。

請求したときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない 縮措置を講ずることを事業主の義務とするとともに、 三歳までの子を養育する労働者について、所定労働時間の短 労働者が

こととしております。

するとともに、出産後八週間以内に育児休業を取得した場合の 一カ月に達するまでの間に一年間育児休業を取得できるように

また、父母がともに育児休業を取得する場合、その子が一歳

再度取得の特例を設けることとしております。 さらに、家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、

を創設することとしております。

要介護状態にある対象家族の介護を行うための短期の休暇制度

い場合の公表制度や虚偽の報告をした者等に対する過料を創設 停の仕組みを創設するとともに、厚生労働大臣の勧告に従わな これらのほか、都道府県労働局長による紛争解決の援助や調

第二に、雇用保険法の一部改正であります。

することとしております。

せ、育児休業給付の給付対象期間の延長を行うこととしており父母がともに育児休業を取得する場合における特例に合わ

年以内で政令で定める日としております。 最後に、この法律の施行期日は、一部を除き公布の日から一

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありま

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二一年六月一六日)

○田村憲久君 ただいま議題となりました育児休業、介護休業○田村憲久君 ただいま議題となりました育児休業、介護体業

本案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、男女ともに育児または介護をしながら働き続けることができる環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、ため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

険法の一部を改正する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保力月に達するまでの間にそれぞれ一年間育児休業を取得できる 決され、本案は修正議決す第二に、父母がともに育児休業を取得する場合、子が一歳二 修正案及び修正部分を除く

第三に、法の実効性の確保のため、紛争解決の援助や調停の等の特例を設けること、

仕組み、企業名の公表制度及び過料を創設すること

舛添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本案は、去る四月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日等であります。

れ、趣旨説明を聴取した後、本案及び修正案を一括議題とし、及び国民新党・大地・無所属の会の三会派より修正案が提出さ

六月十日には民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合

質疑に入りました。

正案がそれぞれ提出され、趣旨説明を聴取し、日本共産党提出助等に係る規定を早期に施行するための修正案が、日本共産党、明党及び社会民主党・市民連合の四会派より、紛争解決の援公明党及び社会民主党・市民連合の四会派より、紛争解決の援会、質疑を終局した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、上のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは

決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可提出の修正案は賛成少数をもって否決され、四会派共同提出の次いで、原案及び両修正案について採決を行い、日本共産党

の修正案について、内閣の意見を聴取いたしました。

二四七

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二一年六月一二日)

○上川委員 ただいま議題となりました育児休業、介護休業等 で上川委員 ただいま議題となりました育児休業、介護休業等

ること。

修正の要旨は、都道府県労働局長による紛争解決の援助の仕

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。施行期日を平成二十二年四月一日に改めることであります。令で定める日」に改めるとともに、調停の仕組みの創設に係る施行期日を「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政臣及び虚偽の報告をした者等に対する過料の創設に係る施行期組みの創設並びに厚生労働大臣の勧告に従わない場合の公表制組みの創設並びに厚生労働大臣の勧告に従わない場合の公表制

○附帯決議(平成二一年六月一二日)

一本法の実効性を高める観点から、事業主に対する周知徹底を講ずるべきである。政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置

措置される企業名の公表制度等を十分活用し、厳正に対応す監督を強化すること。その際、法令違反に対しては、新たに都道府県労働局は、事業主に対する法令順守に向けた指導・帰の拒否等の不利益取扱い等が急増している事態に対応し、を図るとともに、育児休業請求等を理由とする解雇や職場復

明記すること。 び休業終了予定日を明示した書面の交付を行うことを省令にび休業終了予定日を明示した書面の交付を行うことを省令に者からの書面による申出を受けた旨並びに休業開始予定日及一 育児休業の申出をした労働者に対して、事業主から、労働

業等の取得等を理由とした派遣労働者に対する不利益取扱い範囲の在り方について引き続き検討すること。また、育児休得促進策を講ずるとともに、有期契約労働者への制度の適用利用できるよう、制度の周知徹底に特段の配慮を行うなど取 有期契約労働者についても、育児休業等の両立支援制度が

を防止するなど、非正規労働者が働きながら子育てができる

環境の整備を促進すること。

用への切下げ、有期契約の雇止め、契約期間の短縮などの不立 育児休業等の申出や取得等を理由とする正社員から有期雇

利益取扱いが行われないよう、指導を強化すること。

他の支援の強化を速やかに検討すること。検討するとともに、病児保育を含む保育サービスの拡充その検討するとともに、病児保育を含む保育サービスの拡充その休業期間及び子の看護休暇の日数の延長について、引き続き六 ひとり親家庭における育児に配慮し、ひとり親家庭の育児

○一七年までに一○%にするという政府目標を踏まえつつ、のための行動指針」に掲げられた男性の育児休業取得率を二仕事と生活の調和の実現に向け、「仕事と生活の調和推進

休業取得促進に向けた社会全体の気運醸成に取り組むこと。周知徹底するほか、引き続き長時間労働の抑制や男性の育児男性の育児休業について本法により新たに措置される事項を

を正確に把握し、継続就業率を実質的に上昇させるよう努め善されていないことを踏まえ、女性労働者の継続就業の実態人 出産を機に退職する女性が約七割に達するという状況が改

は事と家庭の両立支援の観点から、所定労働時間の短縮及 十四 育児休業等を理由と で就学前まで拡大することを検討するとともに、認可保育所 応することができるよう でが定外労働の制限については、対象となる子の年齢を小学 相談があった場合に、雇 が所定外労働の制限については、対象となる子の年齢を小学 相談があった場合に、雇

維持しつつ地域における子育て支援施策を充実・強化するこの大幅な定員増、放課後児童クラブの拡充など、保育の質を

進を図ること。 義務となる始業時刻変更等の措置についても引き続き普及促るようにする観点から、本法により選択的措置義務から努力るようにする観点から、本法により選択的措置義務から努力

基づいて必要な措置を講ずること。いて介護サービスとの関わりも含め検討を加え、その結果に案し、仕事と介護の両立を実現するために必要な働き方につ

十二 家族の介護を理由とする離職者が多数にのぼる状況を勘

て、速やかに検討すること。 十三 育児休業中の労働者に対する経済的支援の充実につい

応することができるよう、企業への適切な指導手法の検討や相談があった場合に、雇用均等室において的確かつ迅速に対十四 育児休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについて

二四九

職員の資質の向上を図ること。

十五 本法による改正後の法の円滑な施行を図るため、雇用均年室の体制を整備すること。また、雇用均等室をはじめとする都道府県労働局の組織の在り方については、国民サービスの維持、労働者保護の実効性の確保、事業所の実態把握や機動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図る動的な指導、都道府県等との雇用対策の一体的推進等を図るため、雇用均土工 本法による改正後の法の円滑な施行を図るため、雇用均土工

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二一年六月二四日)

す。○辻泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、○辻泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

本法律案は、

我が国における急速な少子高齢化の進行を踏ま

その主な内容は、第一に、三歳までの子供を養育する労働者度の見直し等を行おうとするものであります。 関いることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業制度の見直し等を行おうとするものであります。

けるとともに、労働者からの請求に応じた所定外労働時間の免

について、事業主に対し短時間勤務制度を設けることを義務付

除を制度化するものであります。

歳二か月に達するまでの間に、一年間育児休業が取得できるより第二に、父母が共に育児休業を取得する場合、その子供が一路を制度付するものであります。

うにするものであります。

の短期休暇制度の創設、都道府県労働局長による紛争解決の援給付対象期間の延長、子供の看護休暇制度の拡充、介護のためこれらのほか、育児休業制度の見直しに伴う育児休業給付の

助や調停の仕組みの創設、厚生労働大臣の勧告に従わない場合

の公表制度の創設等を行うものであります。

なお、衆議院において、紛争の解決、公表等に係る規定は公

を労働者に交付し、休業期間を明確にしておくための厚生労働して、事業主が休業の開始予定日、終了予定日を明記した書面の修正が行われるとともに、労働者からの育児休業の申出に対る日、調停に係る規定は平成二十二年四月一日から施行する旨布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定め

する省令違反の是正策、期間の定めのある雇用者の育児休業取正に対処する必要性、育児休業期間等を明記した書面交付に関得保障の在り方、いわゆる育休切りなどの不利益取扱事案に厳由、男性の育児休業取得率向上に向けた取組、育児休業中の所由、男性の育児休業取得率向上に向けた取組、育児休業中の所

省令の改正を行うことが合意されております。

険法の一部を改正する法律育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原したが、その詳細は会議録によって御承知願います。て支援の地域格差に対応する必要性等について質疑が行われま得要件を緩和する必要性、介護休業期間の拡充の必要性、子育

以上、御報告申し上げます。

五